

4 生活環境

現状と課題

さまざまな分野において社会参加するとともに、各々の役割を果たし、心豊かに安全かつ快適に、そして安心して生活することができる社会を創造することは、札幌市民の共通の願いです。

本市では平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、平成11年には建築物、公共交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場などの「公共的施設」における整備基準を示した「施設整備マニュアル」を作成しました。さらに、平成12年に物理的障壁が取り除かれる（ハード面の整備）だけでなく、意識上の障壁も含めたさまざまな障壁の解消（ソフト面の整備）を図るため「札幌市福祉のまちづくり推進指針」を策定しています。

昨今、このバリアフリーの考え方を進めて、まちづくりやものづくりの面で、最初からだれもが安全で自由・快適に利用・活動できることをめざそうというユニバーサルデザインの考え方が広まってきています。

今後、事業者をはじめとするまちを構成するすべての人にこの考えをさらに広める必要があります。

福祉のまちづくり条例のもと、本市内の公共施設、歩道などのバリアフリー化を進めており、改修などにあたっては、実際に使用することとなる当事者の声を事前に聞くなどの対応に努めているところです。

平成12年11月には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）」が施行され、公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上と周辺における快適な移動空間の確保についての基本方針が示されました。この法律は、従来、個々にバリアフリー対策を行っていたものを、各事業者などによる連携のもと一体的な整備を図り、連続した移動の円滑化を確保することを目標としており、この考え方にたった整備を推進していく必要があります。

住宅については日常生活を営むための基盤であり、地域での安心した自立生活をするためには、経済的負担が適切なバリアフリー住宅や、日常生活の援助を行う世話人を配置したグループホームなどの充実が望まれています。

北国札幌は、積雪・寒冷などの厳しい自然環境にあり、冬季間における交通確保、生活環境の創造に向けた雪対策の充実が大きな課題となっています。自然を相手にしている以上自ずと限界がありますが、雪対策に対する多様化したニーズに応えるために、より一層のパートナーシップの推進などが重要です。

本市のアンケート調査によると、障害の原因で交通事故の占める割合は身体障害者5.9%、身体障害児で0.5%ですが、交通事故による脳外傷のためにおこる記憶障害・認知障害などの高次脳機能障害という新たに支援を必要とする人も出てきていることや他の心身障害のある人を含め、交通事故による被害を防ぐため、今後とも事故防止に関する理解促進などの対策を進めていく必要があります。

地域とともに生活していくためには、いざというときの安全保障が重要であり、火災などの防災対策は特に重要です。

ひとり暮らしや寝たきりの状態の方などを守るための体制づくりを図っていく必要があります。

基本方針

障害のある人もない人もすべての人が、地域において安心して生活をおくることができ、また、自由・快適に利用・移動ができるよう、本市を構成するさまざまな人たちと、ユニバーサルデザインの考えに基づき、まちづくりを進める。

- 1 まちづくりの推進
- 2 住宅環境の整備
- 3 雪対策、安全対策の推進

基本施策

1 まちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

障害のある人や高齢者などにとって住みよいまちづくりを行うため、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を、平成12年に「札幌市福祉のまちづくり推進指針」を策定し、公共施設をはじめとする施設の着実なバリアフリー化に努めています。

また、今後は、障害のある人や高齢者をはじめ、より多くの人々が共通に、安全で快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れていくように努めます。

ア 福祉のまちづくり推進会議

この会議は、市民や事業者から幅広い意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進することを目的としています。

また、この会議では、本市からの諮問に応じて福祉のまちづくりに関する重要事項を調査審議し施策に反映していくとともに、市民に対する情報発信を積極的に行っていきます。

イ 施設整備事例集

バリアフリー化された施設の事例や、条例整備基準について、写真、イラストなどにより分かりやすく紹介する冊子を作成し、事業者に施設整備手法などを周知します。

ウ 福祉のまちづくり賞

市民、事業者の自発的な取り組みを促進するため、福祉のまちづくりに関する優れた活動を市民から募集し、個人・団体を表彰します。

エ 福祉のまちづくり施設整備資金融資

民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、エレベーター、玄関スロープなどの設置に対して融資を行います。

オ 車いすガイドブック

車いすを使用する人が、安心して施設を利用できるよう、市内官公庁、百貨店、宿泊施設、公園などの設備状況を、ガイドブックにより紹介します。

カ バリアフリー施設案内

ホームページを活用して、障害のある人などが利用しやすい施設の情報を提供します。

(2) 魅力あるまちづくりの推進

地域や身近な商店街などの魅力が高まれば、障害のある人が外出したいという意欲も旺盛となります。

活気に満ちあふれた、いきいきとした魅力あるまちをつくりあげ、外出意欲を高めます。

ア 高齢者・障害者にやさしい商店街等事業

商店街などの振興支援策として実施する「商店街等トータルサポート事業」の重点支援事項の一つとして、宅配事業やバリアフリーマップの作成などを実施する商店街に対して支援を行います。

イ 区のふれあい街づくり事業

区民の幅広い参加と連携により、福祉フェスタや福祉ボランティア支援など福祉に着目した事業などを実施し、区の魅力あるまちづくりを進めるとともに、市民参加を促進し地域の活性化を図ります。

ウ 人にやさしい公園づくり

公園の新設や大規模改修にあたっては、地域住民の参加によるワークショップを開催するなどし、訪れるすべての人にやさしい公園づくりに努めます。

(3) 公共交通と歩行空間におけるバリアフリーとユニバーサルデザインの推進

障害などにより、移動に制約のある人の社会参加を一層支援するため、すべての人が公共交通機関などを円滑に利用できるよう整備を進めます。

ア 交通バリアフリー基本構想に基づく整備

交通バリアフリー法に基づき、利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、旅客施設、周辺の道路、駅前広場などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進する基本構想を策定し、平成22年を目処に整備を進めます。

イ 地下鉄駅エレベーターなどの設置

地下鉄駅エレベーターについて、構造上やや困難な残り9駅の設置に向け、調査・検討を進めていきます。

あわせて、地下鉄駅に身体障害者用トイレ、オストメイト対応型トイレの整備を進めます。

ウ 低床バス導入補助

障害のある人などが利用するバスの利便性を図るため、低床バスを導入する事業者に対して補助を行います。

エ 交通施設バリアフリー化設備整備費補助

交通施設のバリアフリー化を推進するため、事業者に対して補助による支援を行います。

オ S T S（スペシャル・トランスポート・サービス）の実証実験事業

身体に障害のある人などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、個別輸送機関（S T S）提供システムの整備について国土交通省、北海道とともに研究します。

カ 歩道施工ガイドラインによる歩道の整備

すべての人に安全で使いやすい、道路の整備基準を示した「歩道施工ガイドライン」に基づき、今後も、段差・急勾配のない歩道の整備、点字ブロックの補修や設置を進めます。

キ 自転車等駐車対策の推進

「自転車等駐車対策マスタープラン」に基づき、障害のある人などの歩行の支障になる放置自転車対策を進めます。

自転車の利用について、「(仮称)自転車利用計画」を策定し、市民への理解促進に努めます。

ク 札幌駅前通地下歩行空間の計画推進

札幌駅周辺地区と大通周辺地区を結ぶ「札幌駅前通地下歩行空間」について、わかりやすい案内誘導やエレベーターの設置など、すべての人が利用しやすい施設の計画・整備を推進します。

ケ 公共サインの推進

すべての人が安心してまちの中を歩くことができるよう、街の様子をわかりやすく表示し、目的地まで誘導する歩行者系サインの基準をまとめた「札幌市公共サイン基本計画」を普及します。

コ 市立高等専門学校の大学化

安全性、快適性、機能性などに優れ、障害のある人や高齢者を特に意識することなくあらゆる人のニーズを反映してつくられた製品・建物・環境などのデザインへの積極的な取り組みを確立するため、市立高等専門学校の大学化について検討を進めます。

2 住宅環境の整備

地域の中で自立した生活をおくることができるよう、バリアフリー住宅に関する理解促進に努め、本市が別に策定する「住宅基本計画」との連携を強化するとともに、市営住宅やグループホームなどの整備を進めます。

ア 住まいづくりに関する相談・情報提供

障害のある人や高齢者が地域で安心して生活するための住まいづくりに関する相談を行うとともに、バリアフリー化の情報を提供します。

- イ 障害者住宅資金リフォーム融資（〔再掲〕生活支援）
障害のある人などの専用居室の増改築、浴室・トイレの改造、階段の手すりの設置のため、必要な資金の一部を低利子で融資します。
- ウ 日常生活用具給付における住宅改修
自宅での移動を円滑にする用具の設置に、小規模な住宅改修を伴うものについて、日常生活用具の住宅改修費として給付します。
- エ 札幌市住宅基本計画との連携強化
現在、策定を進めている「札幌市住宅基本計画」において、障害のある人や高齢者が安心して暮らせる公的、民間住宅の整備の推進や住宅に関わる諸課題を、住宅関係部局との連携を強化し検討していきます。
- オ 車いす利用者向け市営住宅の整備
車いす利用者用などバリアフリー仕様の市営住宅の整備を進めます。
- カ 市営住宅への優遇入居の推進
心身障害のある人の世帯を公開抽選の際に、障害程度により当選確率を高める優遇措置を実施します。
- キ 生活寮（知的障害）、共同住居（精神障害）のグループホーム（地域生活援助事業）への移行など（〔再掲〕生活支援）
地域で安心した生活をおくるため、日常生活の援助を行うグループホームの整備を進めるとともに、安定した事業運営を行うため、生活寮、共同住居のグループホームへの移行や市営住宅での整備について検討を進めます。
- ク 福祉ホーム（〔再掲〕生活支援）
整備について検討していきます。
- ケ 身体障害者自立支援事業
地域社会での自立生活を支援するため、道営の身体障害者向け公営住宅に対し支援を行います。

3 雪対策、安全対策の推進

(1) 雪対策の推進

本市は、積雪寒冷地に位置しており、雪対策の充実が大きな課題となっていますが、平成12年に策定した「札幌市雪対策基本計画」と平成13年に策定した「アクションプログラム」により、ゆたかで安全な冬の暮らしをめざす雪対策を充実していきます。

ア 「雪対策基本計画」の推進

イ 福祉除雪などの推進

自力で除雪が困難な一戸建て住宅に住む障害のある人や高齢者の世帯に対し、間口や敷地内の除雪を支援する「福祉除雪」を、地域の協力を得ながら推進します。

また、福祉除雪に該当しない世帯で、自力で除雪が困難な世帯に対しては、地域の支え合いによる除雪を支援していきます。

(2) 安全対策の推進

ア 交通安全対策の推進

交通事故が原因で、身体障害や脳に損傷を受け、言語、思考、記憶、注意、学習などの機能に障害が起こる高次脳機能障害など新たに支援を必要とする人が増えていることから、交通事故防止の理解促進に努めます。

○ 「札幌市交通安全計画」に基づく交通安全対策の推進

イ 地下鉄駅ホームの安全対策に関する検討

地下鉄駅ホームの安全水準の向上などをめざし、地下鉄駅構内の点字ブロックや転落防止のため、ホーム柵などの整備に関する検討を進めます。

(3) 防火、防災対策の推進

ひとり暮らしや寝たきりの状態など支援を必要とする人の安全確保のため、火災予防対策や地域住民への理解促進に努めます。

- ア 各家庭への防火査察の実施
- イ ホームヘルパーなどに対する防火啓発
ホームヘルパーなどを対象に防火啓発を行います。
- ウ 社会福祉施設における防火安全対策
施設の自衛消防隊による初期消火、避難誘導訓練の実施などを促すとともに、施設に勤務する職員や入所者に対し、防火啓発を行います。
- エ 自主防災活動
地震などの大規模災害の発生時には、その被害を最小限に抑えるため、地域の中で防災活動をする必要があります。
単位町内会における自主防災活動を推進するとともに、その活動を支援します。
- オ 災害弱者対応防災マニュアルによる地域住民などへの理解促進
災害時に支援を必要とする障害のある人や高齢者などへの対応を整理したマニュアルにより、地域住民などへの理解促進を図ります。
- カ 在宅重度身体障害者緊急通報システム事業
〔再掲〕生活支援、情報・コミュニケーション)
- キ 聴覚障害者用ファクス等給付
〔再掲〕生活支援、情報・コミュニケーション)
- ク 災害ボランティア受入体制
災害時のボランティアの受け入れなど、早期の支援活動を可能にするため、市社会福祉協議会と協力しながら、ボランティアの受入体制の整備を図ります。